
新 東 工 場 整 備 運 営 事 業

入 札 説 明 書 等 に 関 す る 質 問 回 答 （ 第 1 回 ）

令和3年12月8日

長 崎 市

1 入札説明書に対する質問・回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	2	第1章			充電電力量	周辺施設の送電電力量の実績は提示いただいておりますが、想定電力使用量をご指示下さい。	添付資料16の実績値を参考に想定ください。
2	5	第2章	8	(3)	運営業務 ウ	新東工場を除くその他施設の買電料金について、使用電力料金と基本料金の一部を実費精算頂けるとの理解で良いでしょうか。それとも使用電力料金のみ実費精算でしょうか。	使用電力料金のみを実費精算とします。
3	5	第2章	8	(3)	運営業務 ウ	計画的な休炉時における新東工場を除く、その他施設の買電電力は貴市にご清算いただけるとのことですが、使用電力量以外に契約電力基本料金についても、その他施設で使用することで、電力不使用月扱いが使用月扱いとなることに伴い差額が発生した場合についても、ご清算いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	基本料金は事業者の負担とします。 休炉時においても照明等にかかる管理棟を含む工場内の所内電力は必ず使用するため、電力を全く使用しないことは想定しておりません。
4	5	第2章	8	(3)	運営業務 ウ	売電電力量を21,100MWh/年以上で提案することとの記載がございますが、この売電電力量の下限値の設定は、電力会社との取り決めなどによる基準でしょうか、ご教示願います。	市の計画値です。
5	9	第3章	1	(2)	応募者の参加資格要件	ウ、エに関して、監理技術者の配置について構成企業の中から土建工事、プラント工事それぞれ該当工事期間中、別々に配置するものとの理解でよろしいでしょうか。	監理技術者は、工事実施体制に応じて建設業法に則って配置ください。
6	10	第3章	1	オ	本施設の運転、維持管理を行う企業 (b)	前項の施設で3年以上の運転実績を有する専門の技術者を運営開始から1年以上専任で配置できることとの記載がありますが、要求水準書P173の第2章第1節(3)では運営開始後2年以上は、現場総括責任者として専門の技術者を選任で配置することと記載があります。どちらが正でしょうか。	「3年以上の運転実績を有する専門の技術者」と「現場総括責任者」は、必ずしも同一ではありません。 ゆえに、どちらも正ですので、双方記載のとおり実施ください。
7	12	第3章	4		予定価格及び入札書比較価格	イにて「入札価格が、入札書比較価格を超える場合、市は応募者を失格とする。」オ「参考内訳額は、設計・施工業務に係る対価、運営業務に係る対価について、市が想定した参考金額である。」の記載がありますが、内訳は参考数値であり、各々いずれかの内訳が超過したとしても、その合計が入札書非価格を超過していなければ失格とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	内訳は参考金額であり、各々いずれかの内訳が超過したとしても、その合計が入札書比較価格を超過していなければ失格にはなりません。
8	24	第6章	1		参加資格申請書類	参加資格申請書類の提出にあたっての体裁につきましてはパイプファイル綴じでの提出でよろしいでしょうか。	パイプ式ファイル綴じでの提出も可とします。
9	27	第7章	2		参加資格審査申請時の提出書類	ファイルの表紙及び背表紙については、要領は任意と考えてよろしいでしょうか。	事業名（新東工場整備運営事業）、提出書類の名称（参加資格審査確認申請書類）、応募グループ名を記載してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答																
10	27	第7章	4	(6)	提案書	「(6) 関心表明書は提出しないこと」との記載がありますが、様式第15号-5地域貢献で、地域貢献内訳記載の際の根拠としてどのような内容（記載）で明らかにすれば宜しいのかをご教示願います。	関心表明書については、入札説明書の記載のとおりです。提案時に根拠を明らかにする必要はありませんが、提案内容については、責任を持った金額でご提案ください。																
11	29	第7章	6	(2)	保険	建物総合損害共済、市民総合賠償補償保険の他に貴市で加入予定の保険はございますでしょうか。また建物総合共済の付保割合をご教示願います。	現在はありません。 建物総合損害共済の付保割合は、以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の種類</th> <th>支払割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災</td> <td rowspan="4">100分の100</td> </tr> <tr> <td>落雷</td> </tr> <tr> <td>爆発</td> </tr> <tr> <td>物体の落下</td> </tr> <tr> <td>車両の衝突</td> <td rowspan="2">100分の50</td> </tr> <tr> <td>暴行</td> </tr> <tr> <td>破壊行為</td> <td rowspan="3">100分の100</td> </tr> <tr> <td>風・水災</td> </tr> <tr> <td>雪災</td> </tr> <tr> <td>土砂崩れ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 建物総合損害共済 事業の概要と事務取扱の手引 平成31年4月1日適用 抜粋	災害の種類	支払割合	火災	100分の100	落雷	爆発	物体の落下	車両の衝突	100分の50	暴行	破壊行為	100分の100	風・水災	雪災	土砂崩れ	
災害の種類	支払割合																						
火災	100分の100																						
落雷																							
爆発																							
物体の落下																							
車両の衝突	100分の50																						
暴行																							
破壊行為	100分の100																						
風・水災																							
雪災																							
土砂崩れ																							
12	29	第7章	6	(3)	要求水準書範囲外の提案について	「要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問及び対面的対話において、市に確認し、了解を得たものに限り有効」とありますが、要求水準書p.1第1部一般事項に示されている「本要求水準書等に明記されていない事項であっても… また、本要求水準書に明記されている事項について、それを上回る提案を妨げるものではない。」とあり、要求水準書にて提案を要求されているもの及び比較価格要素の提案については対象外と考えて宜しいでしょうか。	「要求水準書にて提案を要求されているもの」については、お見込みのとおりです。																
13	34	別紙2	3	(2)	物価変動等の指数ア	委託費の物価変動を計る指標が表に提示されておりますが、より適切と考えられる指標がある場合には、契約時に協議させていただくことは可能でしょうか。	原則として、入札説明書に示した指標とします。但し、より適切な指標の提案であると市が判断した場合には、契約締結前に協議を行うこととします。																
14	38	別紙2	4	(4)	地域貢献に係る提案の未達成の場合ア	入札提案時に民間事業者が提案した地域貢献に関する提案を、建設請負事業者又は運営事業者が遵守できない場合は、市は、建設請負事業者又は運営事業者と協議を行うと記載がございますが、未達成の判定は事業期間通期の総額に対して終了時に行なうと考えてよろしいでしょうか。もし異なるようであれば具体的な評価の内容をご教示下さい。	未達成の判定は、設計・施工期間、運営期間のそれぞれ終了時に行います。 なお、定期的な報告は要求します。																

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
15	40	別紙4			入札書等の提出用封筒作成要領	入札書で封かんに使用する印は代表企業として申請している委任者の印と理解してよろしいでしょうか。（例えば、社長から九州支店長へ委任されている場合は九州支店長印にて封緘されるという理解でよろしいでしょうか。）	お見込みのとおりです。

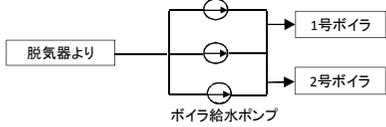
2 要求水準書に対する質問・回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	1	第1部 第1章			一般事項 施設整備基本方針	地域の防災拠点となる施設とは、特別な仕様・要望・指示等がありますでしょうか。 54頁1.2計画の条件(2)において避難所は東公園コミュニティ体育館とありますので、新東工場の役割としては、こちらへエネルギーを継続的に供給できること、と理解しましたがよろしいでしょうか。	具体的な仕様は、要求水準書に示すとおりです。 後段は、市が要求する機能の1つであり、お見込みのとおりです。
2	3	第1部 第1章	第2節	2.1	(1)本設計の設計・施工に関する業務	「市が作成する環境影響評価書との整合を図り」との記載がありますが、現時点での「環境影響評価の関係書類」に関しての最新書類に関してご提供をお願い致します。	環境影響評価につきましては、縦覧期間である11月25日から12月24日まで（期間満了後削除）、最新の準備書を市ホームページで公表を行っておりますので、ご参照ください。
3	3	第1部 第1章	第2節	2.1	(3)議事録の作成	「貴市及び関係所管庁との協議事項については、議事録を作成し、市に提出すること。」とありますが、貴市に議事録を提出後は、貴市にて確認印を押印のうえ、事業者に返却されるものと考えてよろしいでしょうか。部数は2部（協議出席者が3社以上にわたる場合はそれ以上）作成し、貴市及び事業者にてそれぞれ1部ずつ保管するものと考えてよろしいでしょうか。 また、設計・施工業務だけでなく、運営業務においても、貴市及び関係所管庁との協議事項が生じた場合には、議事録について上記と同様の運用を行うと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	4	第1部 第1章	第2節	2.2	(1) (3) 処理対象物の受入れ	3)排除した搬入禁止物は、搬入禁止物貯留ヤードに貯留し、市において運搬及び処分し、その費用は、運営事業者が別途負担するとありますが、処分費は10kgまでごとに61.7円と考えておけばよろしいでしょうか。また、運搬費は1度につきどの程度の金額を想定すればよろしいでしょうか。	搬入禁止物によるため、処分費及び運搬費の金額の想定は困難です。
5	5	第1部 第1章	第2節	2.3	その他付帯業務	「(1)官公署等への申請及び設置届等への協力」に関して、今後計画を進める上で、許認可申請上の指示事項を確認する上で、事業者の方で関係官庁へ直接コンタクトをとり事前相談を行ってもよろしいでしょうか。	関知いたしません。
6	6	第1部 第1章	第2節	2.3	(8)災害廃棄物仮置場の管理	施錠管理の対象は添付資料1に示す門扉③のことでしょうか。また、現状の施錠管理は、地元の利用者の方が鍵を取りに来て門を開け、使用后、門を閉めて、鍵を返却に来られるという運用でよろしいでしょうか。	前段はお見込みのとおりです。 後段は、現状の施錠管理は、利用者との鍵の貸し借りはなく、市職員が、門を開け、門を閉めております。
7	10	第1部 第2章	第1節	1.5	建設可能範囲	「添付資料2における赤枠で囲んだ範囲内で必要に応じて、造成に係る設計を行い、造成工事を行うものとする。」とありますが、添付資料2の赤枠は大まかな範囲しか示されておりません。「現東工場のごみ処理を支障なく継続できることを条件に、…」とありますので、本条件を満たして赤枠エリアを基本配置とすれば、赤枠を超えた事業者提案も可能との理解で宜しいでしょうか。	第1期、第2期埋立処分地を除いた範囲でご提案ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
8	10	第1部 第2章	第1節	1.5	建設可能範囲	赤枠を超えた範囲を建設予定地として提案する場合、埋立処分地上になる可能性が高いですが、既設計量棟は第2期埋立処分地上に設置されているものと見受けられます。既設計量棟を埋立処分地上に建設した際の対策について御教示頂きたいとお願いします。	第1期、第2期埋立処分地を除いた範囲でご提案ください。
9	10	第1部 第2章	第1節	1.6	(1)及び(3)	新東工場から各施設への配線移設については、既存ルートのない箇所も含め架空配線を基本として、必要に応じて埋設するという理解でよろしいでしょうか？ また、粗大ごみ処理施設解体前から、新東工場稼働前の一時的（暫定）な配線移設につきましては、動線の妨げにならないこと、運用上の支障がないこと、配線は管路に入れることを条件に地這い配線も可能とさせていただけないでしょうか。	移設する配線については、既存ルートのみ架空配線も可とし、新設ルートは、原則地中埋設とする。詳細は実施設計時によることとします。 一時的（暫定）な配線移設については、お見込みのとおりですが、加えて、現東工場並びに周辺施設利用者及び従事者への安全性を確保することも条件とします。
10	11	第1部 第2章	第1節	1.6	ユーティリティ条件	(1)電気 (2)上水道 (3)排水に関して敷地内の系統図を作成するとの記載がありますが、添付資料のもととなる施工図に関してご提供頂いた上で既設改造、本工事での新設箇所を追記する主旨で作成するとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 施工図に関しては、必要に応じて、受注者へ提供します。 なお、追記ではなく、新規作図を求めます。
11	11	第1部 第2章	第1節	1.6	ユーティリティ条件 (1)電気	「建設請負事業者は、紙ごみストックヤード北西部の現東工場への分岐道路付近より、高圧受電方式にて引き込みを行う。（中略）必要に応じて、現東工場の引き込みケーブル（転送遮断ケーブル含む）、構内柱（支線含む）の新設、移設又は撤去を行うこと。また、九州電力送配電網の所有の送電設備（柱含む）についても、必要に応じて移設のこと。敷地内構内柱は、既設を流用することは、可とする。」とありますが、九州電力様所有の電力柱を流用してよい、と理解してよろしいでしょうか。	電気事業者所有の電力柱は、電気事業者と受注者との協議によります。
12	11	第1部 第2章	第1節	1.6	ユーティリティ条件 (1)電気	「また、災害や施設トラブル等による炉の停止時においても、現東工場（解体まで）…で電気利用が継続できるよう整備すること。」とありますが、新東工場が完成しても、現東工場を解体するまでは現東工場へ送電する必要がある、ということでしょうか。その場合、どの設備を使用するか具体的に提示を御願います。	お見込みのとおりです。 現東工場の工場棟については、解体工事の設計、調査等の際にシャッターや換気設備、照明設備等を使用することを想定しております。
13	12	第2部 第2章	第1節	1.6	(7)熱供給	新東工場内に設置する東部環境センター他への熱供給用ボイラの燃料費に関して、全休炉期間中に供給する熱を発生させるのにかかるボイラ燃料費は、運営事業者が負担するとの理解で宜しいでしょうか。また、設置したボイラの整備点検費用も運営事業者にて負担するとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	24	第2部 第2章	第2節	2.5	環境保全	(11)現場周辺の井戸位置についての情報のご提示をお願いします。	必要に応じて、受注者に情報提示します。
15	24	第1部 第1章	第2節	2.7	仮設	仮設事務所などの用地については協議の上、敷地内に確保していただけるとの理解で正しいでしょうか。	受注者と個別に協議します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
16	28	第2部 第2章	第2節	2.13	地域経済への貢献	(2)「ただし、工事の性質等により市内業者又は認定市内業者に発注することが適当でない場合は、長崎市内に営業所を有する業者を優先し選定するよう努めること。また、資機材等の調達、納品等においても同様とする。」との記載がありますので、本記載に該当する発注金額についても貢献金額として加算されるとの理解で宜しいでしょうか。	貢献金額は様式第15号-5-1（別紙1）の記載ルールに則ってください。 長崎市内に営業所を有する業者への発注金額は、貢献金額として加算しません。
17	28	第2部 第2章	第2節	2.13	地域経済への貢献	「(3) 地元経済に配慮した提案に努めること。」との記載がありますが、(3)を満たせば、準市内業者又は市外業者への発注についても(4)の貢献金額に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	貢献金額は様式第15号-5-1（別紙1）の記載ルールに則ってください。 準市内業者、市外業者への発注金額は、貢献金額に含まれません。
18	28	第2部 第2章	第2節	2.13	地域経済への貢献	ここでいう『地元経済への貢献金額』とは、「市内業者」「認定市内業者」及び貴市内に営業所を有する業者への資機材等の調達や貴市内に所在する法人等との協業、県産材の利用、地元雇用、貴市内での飲食や宿泊などの合計値と考えてよろしいでしょうか。様式第15号-5-1はこのうち、「市内業者」「認定市内業者」の活用及び地元雇用を問われているという理解でよろしいでしょうか。	No16をご参照ください。
19	28	第2部 第2章	第2節	2.13	地域経済への貢献	「(4) 上記を踏まえ、本事業の入札価格に占める地元経済への貢献金額が少なくとも30%以上となるような提案に努めること。」と記載があります。ご要求を満足すべく最大限の検討を行い提案させていただきますが、「30%以上」については、提案時において必ず充足させなければいけない条件ではないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりであり、「30%以上となるような提案に努めること。」が、提案時において必ず充足することが必要な条件です。
20	37	第2部 第3章	第3節	3.2	性能試験 (1)3)	「発電した電気を系統連系し、逆潮させる場合、その量の制限等について、九州電力送配電株式会社と協議を行う」とありますが、P94に記載の通り、試運転時においても逆潮制限は3,800kWと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	38	第2部 第3章	第3節	3.2	性能試験 表2-3-1	窒素酸化物については、触媒反応装置の入口及び出口以降において監督員の指定する箇所、との記載がありますが、触媒反応装置を設けない場合はろ過式集塵器の出口以降の1カ所、と読み替えてよろしいでしょうか。	可とします。
22	43	第2部 第3章	第4節	(2)	建設請負事業者の 費用負担範囲 1)	試運転の実施に係るユーティリティ費（水道料金、電気料金等）が事業者範囲となっておりますが、新東工場以外の各施設（プラスチック製容器包装選別施設や現管理棟、農業センター、東公園施設など）のユーティリティ費用も事業者所掌であるならば、公平性の観点から新東工場以外の各施設のユーティリティ費用算出条件についてご指定（上水・下水使用量や電力量や熱利用量の内訳）をお願いします。 （添付資料16に実績は記載されておりますが、東公園・東部環境センター・農業センター各々の内訳の明確化とともに、ご指定いただきたくお願いいたします。）	現在提示している資料がすべてとなります。 添付資料16の実績値を参考にご提案ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
23	48	第2部 第4章	第2節	2. 12	搬入出車両	プラスチック製容器包装選別施設、資源ごみ及び不燃ごみ一時保管施設へ向かう車両とは、表2-4-4 搬入搬出車両台数のうち、「燃やせないごみ、資源等搬入」の80台/日程度と「資源等搬出」の5台/日程度という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	52	第2部 第4章	第3節	3. 8	環境保全対策 (1)排ガス2)	「窒素酸化物の処理は、燃焼管理及び触媒脱硝装置により除去すること。」とありますが、燃焼管理及び無触媒脱硝装置または触媒脱硝装置」読み替えて宜しいでしょうか	可とします。
25	55	第2部 第5章	第1節	1. 2	計画の条件(7)	「ゼロカーボンシティ長崎」宣言をもとに本事業へ展開するために参照となる実行計画・指針等あればご教示願います。	市ホームページにて公表しております長崎市地球温暖化対策実行計画をご参照ください。 なお、次期計画については、現在作成中です。
26	55	第2部 第5章	第1節	1. 2	計画の条件(7)	「二酸化炭素の将来的な利用の可能性を見据えた設備の配置を市と協議すること。」については契約後、実施設計の中で将来設備としてシステム・配置等の協議を行うということで、本提案内では具体的な提案を求めるものではないとの理解で宜しいでしょうか。	提案で具体的な提案を妨げるものではありません。
27	56	第2部 第5章	第2節	2. 1	配置計画5)	大型バスのサイズについて御教示願います。	大型バスのサイズの参考として、見学時に車長約12m、車幅約2.5m、車高約3.3mの車輛が来ています。
28	57	第2部 第5章	第2節	2. 2	動線計画 (1)屋外動線計画 1)	「敷地内において計量棟まで、十分な待車スペースが取れるように計画すること」とありますが、「敷地内」の始点は添付資料1の門扉①と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	57	第2部 第5章	第2節	2. 2	4) 一般車両(見学者等)	プラスチック製容器包装選別施設が対象となっていますが、移動せずに、新工場見学者窓からなどでの見学でよろしいでしょうか。	施設まで移動し、選別作業も含めた見学を行っており、新工場稼働後も同様に行います。
30	58	第2部 第5章	第2節	2. 3	施設全体の条件 (1)材料・機器等 1)	検査立会いを要する海外調達材料及び機器等については、原則として国内において検査が実施できることとありますが、材料・機器等の構造・仕様上、海外製作工場以外での検査が困難な場合、工場で市が承諾した検査要領書に基づく検査を実施すれば、国内での検査は不要と考えてよろしいでしょうか。	受注者と個別に協議します。 本施設への受入検査や据付検査時などを含め、柔軟に対応ください。
31	65	第2部 第6章	第2節	2. 1	受入れ・供給設備 (1)計量機5)	⑩ 計量機の前後に待機スペースを設けること。(4t 車2台分×2ヶ所)、との記載がありますが、計量棟前後には直進部分が必要で、その長さに対する要求、と理解すれば良いでしょうか。	待機スペースの停車区画の要求です。区画の配置については、ご提案ください。
32	66	第2部 第6章	第2節	2. 1	受入れ・供給設備 (3)プラットホーム5)	⑫ 埋立排水処理施設(東工場敷地内の廃止されている埋立処分場の浸出水を処理する施設)の汚泥を、新東工場の排水処理設備に受入れができるように配管等を整備すること、との記載がありますが、量が少ないため車両で汚泥を搬送し、ごみピットに投入する方法で宜しいでしょうか。	埋立排水処理施設の汚泥は、別途、本市がバキューム車にて新東工場のプラットホームに運搬します。 埋立排水処理施設の沈砂等の異物(スクリーン通過前)を含む汚泥はごみピットに投入を行い、その他の汚泥は、含水率が高いため、プラットホームから配管等を通じて排水処理施設に受入れを想定しております。

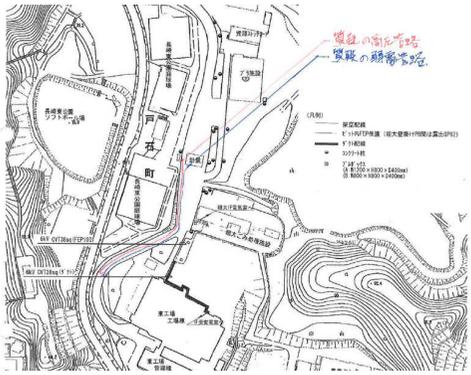
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
33	66	第2部 第6章	第2節	2.1	受入れ・供給設備 (3) プラットホーム5)	⑫ 埋立排水処理施設の汚泥は約500t/年のようですが、P44の表2-4-1①の燃やせるごみ（可燃性粗大ごみを含む）55,342t/年の内数との理解で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
34	70	第2部 第6章	第2節	2.1	受入れ・供給設備 (3) ごみクレーン 3)	ごみクレーンの稼働率算出用単位体積重量0.135t/m3とありますが、ごみクレーン定格荷重を可能な限り5.0t未満とすること(特記事項⑧)を考慮し、稼働率算出用単位体積重量はごみピットでの貯留状況も踏まえて事業者提案にしていただけないでしょうか。	可とします。
35	83	第2部 第6章	第2節	2.3	燃焼ガス冷却設備 (3) ボイラ給水ポンプ2)	ボイラ給水ポンプについて、常用2基（各炉1基）+予備1基の提案は可能でしょうか。（どのポンプもいずれの炉にも使用可能とします。下記図の通りとします。） 	要求水準書のとおりとしてください。
36	88	第2部 第6章	第2節	2.3	燃焼ガス冷却設備 (11) 純水装置11-1	純水装置は2系列の指定がありますが、純水製造に係るイオン交換塔を2系列という理解でよろしいでしょうか。	可とします。
37	94	第2部 第6章	第2節	2.5	余熱利用設備 (1) 発電設備1-2	外部施設への供給に使用する高温水について高温水の条件(圧力、温度)と戻り水の温度をご教示願います。また添付資料16における、「高温水蒸気流量」は高温水流量と読み換えてよろしいでしょうか。（高温水製造のための蒸気流量ではないとの理解でよろしいでしょうか。）	添付資料16の実績を踏まえ、経験からご提案ください。高温水製造のための蒸気流量です。
38	105	第2部 第6章	第2節	2.8	給水設備	生活用水量を算定する上での、給水対象人員数が入札公告の要求水準書でも確認できませんでしたのでご提示願います。	配置者数は、添付資料16のとおりです。
39	111	第2部 第6章	第2節	2.10	(2) 高圧受電設備	現地状況により、構内第一柱後、構内第二柱、第三柱と架空配線をすることも認めていただけますようお願いいたします。	既存構内柱間は、架空配線を可とします。建設予定地内は、原則地中配管とします。
40	112	第2部 第6章	第2節	2.10	(3) 高圧配電設備 3-3 高圧配電盤 5) 特記事項 ③	共通設備と合わせて3フィーダが必要になるとの理解でしょうか？各フィーダのトランス容量が小さく、省エネルギーの観点から不利になりますので、変圧器までは共通（高圧フィーダ1、変圧器1）として低圧配電設備で炉ごとに分ける構成も認めていただけますようお願いいたします。	前段は、お見込みのとおりです。後段は、低圧配電設備で炉ごとに分ける構成も可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
41	114	第2部 第6章	第2節	2.10	(4) 低圧配電設備 (ロードセン ター) 4-1 低圧動力主幹 盤 (プラント・建 築) 4) 主要計器 ④	零相変流器が不要な地絡保護装置もございます。零相変流器の設置については、事業者判断とさせていただけないでしょうか。	可とします。
42	114	第2部 第6章	第2節	2.10	(4) 低圧配電設備 (ロードセン ター) 4-1 低圧動力主幹 盤 (プラント・建 築) 4) 主要計器 ⑤	非常用切替器 (常用－非常用発電) の用途をご教示願います。	非常用発電機からの電源切替用接触器を示します。
43	114	第2部 第6章	第2節	2.10	(4) 低圧配電設備 (ロードセン ター) 4-2 電灯照明主幹 盤 4) 主要計器 ⑤	零相変流器が不要な地絡保護装置もございます。零相変流器の設置については、事業者判断とさせていただけないでしょうか。	可とします。
44	114	第2部 第6章	第2節	2.10	(4) 低圧配電設備 (ロードセン ター) 4-2 電灯照明主幹 盤 4) 主要計器 ⑥	非常用切替器 (常用－非常用発電) の用途をご教示願います。	誤記であり、削除します。
45	125	第2部 第6章	第2節	2.11	計装設備 (3) 3-3 ITV装置	外構カメラのうち、L出入口、M構内各所、N構内道路は今回の建設エリア (計量棟、管理棟、車庫、工場棟) に設置するものと理解しますが、合計10台の要求となっています。敷地形状や面積を考えると過剰と思われるので、設置位置・台数は事業者の提案を認めて頂けますでしょうか。	要求水準書のとおりです。 具体的な設置個所は、実施設計段階で受注者と協議の上で決定します。
46	125	第2部 第6章	第2節	2.11	計装設備 (3) 3-3ITV装置	災害廃棄物仮置場に2個カメラを設置するようになっていますが、工場棟の屋上にカメラを設置しズームで確認する方法で宜しいでしょうか。	災害廃棄物仮置場全景を確実に捉えられる位置を求めています。 具体的な設置個所は、実施設計段階で受注者と協議の上で決定します。
47	125	第2部 第6章	第2節	2.11	計装設備 (3) 3-3ITV装置	敷地内施設として施設毎で1基のカメラを設置することとなっていますが、敷地内施設とは何を指すのか、施設毎とはどのような意味か、要求事項を明確化頂きたいをお願いします。	①資源ごみステッキヤード ②不燃ごみステッキヤード ③プラスチック製容器包装選別施設 ④東部環境センター の車輛の往来する場所毎を想定しております。 詳細は実施設計時に受注者と協議とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
48	132	第2部 第6章	第2節	2.12	(6)電気自動車又はプラグインハイブリッド車の急速充電設備 ②	電気自動車に掛ける自動車保険が、事業者負担となっておりますが、事故が発生した場合、掛け金が変動すると思われます。本観点から貴市で契約に変更頂けないでしょうか。また、上記変更が困難な場合、電気自動車を保険込みでレンタカーにて供給するという方法は可能でしょうか。	要求水準書のとおりとしてください。
49	132	第2部 第6章	第2節	2.12	(6)電気自動車又はプラグインハイブリッド車の急速充電設備	電気自動車の急速充電の消費電力については、使用日時が不明なため売電量の計算から除外することによろしいでしょうか。各社公平を期すために電気自動車用の急速充電設備に関する条件をそろえるようにお願いします。	提案売電電力量は、電気自動車の消費電力量を所内電力として含め提案してください。(様式第15-4-2(別紙1)、様式第15-4-2(別紙2)を含む。)なお、公平な評価ができるよう想定した電気自動車の使用量を併記してください。
50	140	第2部 第7章	第1節	1.9	工場棟(1) 2) 監視誘導室	③展開検査職員の待機部屋の要求がありますが、展開検査職員とは長崎市様の職員のことでしょうか。また、SPC職員が使用する監視誘導室と別の部屋が必要と理解すれば良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	140	第2部 第7章	第1節	1.9	工場棟(2) 1) ごみクレーン 操作室	クレーン操作室を中央制御室と兼用する提案は可能でしょうか。	その他の要求事項を満した上で、可能です。
52	153	第2章	第1節		内部仕上げ表 (管理棟)	管理棟内は見学者や職員含めて全て下足での利用との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
53	155	第2部 第7章	第2節	2.3	土木工事 (3)整地工事2)	雨水排水について、構内道路の雨水は油水及び沈砂槽分離後排水路へ排水することとありますが、敷地の最終放流先をご教示願います。どこに排水すれば宜しいでしょうか。	整地工事範囲内の雨水は処理後は最寄の排水側溝につないでください。詳細は実施設計時に受注者と協議します。
54	156	第2部 第7章	第2節	2.4	土木工事 (3)整地工事2)	雨水は可能な限り有効利用し、余剰分は適切な排水計画と記載がありますが、余剰分の排水も上記ご教示頂いた敷地最終放流先と考えて宜しいですか。	詳細は実施設計時に受注者と協議します。
55	157	第2部 第7章	第2節	2.4	外構工事	(6)土留及びフェンス工事に関して、「敷地境界線にはフェンスを設けて区画を整理する」とありますが、本記載の「敷地」とは、新東工場敷地を示しているとの理解で宜しいでしょうか。	新東工場敷地は、現東工場敷地であり、要求水準書記載の敷地です。
56	157	第2部 第7章	第2節	2.4	外構工事	(9)車庫整備工事に関して、「灰搬出車両(10tトラック)2台及び不燃ごみ搬出車両(10tトラック)1台の駐車スペースを設けること。」とありますが、「不燃ごみ搬出車両」とは不燃ストックヤード関連車両との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	162	第2部 第7章	第4節	4.8	消防設備	所轄消防署との事前協議については妨げません、という質疑回答でしたが、具体的にどのように消防署にアプローチすればよろしいでしょうか。	関知しません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
58	162	第2部 第7章	第5節	5.1	見学・環境学習設備	”キャラクター等を活用”との記述がありますが、長崎市リサイクルイメージキャラクターなどを使用させていただくことは可能でしょうか。	可とします。
59	169	第3部 第1章	第15節	15.2	災害時におけるエネルギー供給	本件施設を指定避難所や指定緊急避難場所として指定する計画は、現状ないとの理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	173	第3部 第2章	第1節	(2)	業務実施体制	特別目的会社(SPC)は、落札者決定後速やかに市内のいずれかの場所に一旦設立した後、運営事業開始時に新東工場内に移すことは可能でしょうか。	受注者と個別に協議します。
61	175	第3部 第3章	第1節	1.4	受入れ時間 (表3-3-1)	料金徴収について許可車は現金と記載がございますが、後納はないとの理解でよろしいでしょうか。	後納収納制度もありますが、徴収については、受注者から報告を受け、市の収納業務にて行います。
62	178	第3部 第3章	第2節	2.6	電気工作物	電気事業法に基づく電気主任技術者としての必要な管理を行う新東工場を除く各施設においても、当該電気主任技術者が基本契約書(案)第10条に記載の電気事業法条の責任を果たすため必要と判断した修繕や更新、設備停止などの対応は、貴市負担にて実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
63	178	第3部 第3章	第2節	2.6	電気工作物	”電気工作物の修繕等の維持管理については、業務範囲(添付資料14)とする。”とありますので、添付14に記載されていますように東部環境センター、プラスチック製容器包装選別施設、紙ごみストックヤード、資源ごみストックヤード、農業センター、東公園の各施設は電気工作物の修繕等の維持管理の範囲外でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	179	第3部 第3章	第2節	2.9	(5) 運営マニュアル	維持管理に関しては、施設稼働後20年1か月間で作成するものとの記載がございますが、運営業務委託契約期間は20年間ですが、維持管理に関する運営マニュアルの作成業務のみ20年1か月となるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	178	第3部 第3章	第2節	2.3	搬入管理	「(6) 市が搬入車両に対して行うプラットフォーム内での展開検査に対して協力すること。」とありますが展開検査の頻度をお示しください。	令和3年4月から令和3年10月までの実績として、現東工場では、1週間に2日または、3日、1日に2台から3台に対して展開検査を実施しています。
66	182	第3部 第3章	第3節	3.5	(2) 植栽、駐車場などの保守管理	業務範囲はプラスチック製容器包装選別施設などの既存施設や森林部分も含まれておりかなり広範囲にわたっておりますが、業務範囲内における植栽の維持管理及び場内道路周辺の清掃については、現状の景観を維持するものと考えてよろしいでしょうか。また、グラウンドの草抜きなども含まれるとの理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。 グラウンドの草抜きなども含まれます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
67	186	第3部 第4章	第1節	表3-4-1	騒音・振動	騒音及び振動の測定箇所は、敷地境界4か所、民地1か所程度で採取的に貴市との協議の上決定するものとの理解で宜しいでしょうか。	受注者と個別に協議します。
68	186	第3部 第4章	第1節	表3-4-1	注1：排水に関して	注1に記載の「排水」とは、表3-4-1 区分の「放流水」と同意との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
69	189	第3部 第4章	第2節	表3-4-2		飛灰処理物の停止基準超過時の判定方法 「この2回の結果が基準値を逸脱した場合」の2回とは、①定期計測データと②追加測定データとの理解で良いでしょうか。 (追加測定の結果が停止基準値以内であれば、運転継続との理解で良いでしょうか)	基本的にお見込みのとおりですが、発生要因が特定できず、頻繁に発生する等の場合は施設停止や改善を求めることもあります。
70	193	第3部 第6章	第3節		見学者対応	本施設の見学希望者等に対して適切な対応を行うこととの記載の一方で、見学対象施設には、新東工場以外にプラスチック容器包装選別施設の記載もございます。 ①プラスチック容器包装選別設備の見学者用のパンフレットや見学者の説明動画などは別途支給頂けるものと考えてよろしいでしょうか。 ②貴市より予め施設見学者対応に関するご指導を頂けるものとの理解で宜しいでしょうか。	①プラスチック製容器包装選別施設の見学者用のパンフレットは、現在使用しているものを提供し、事業者にてパンフレット及び説明動画を新たに作成し、要求水準書に示す部数を完備し、見学を実施してください。 ②お見込みのとおりです。
71	193	第3部 第6章	第3節		見学者対応	設備容量算出のため、長崎市の小学生の人数及び施設の大型バス2台の制約から、1回あたり2クラス（80名程度）及び1日あたり4クラス（160名）程度の見学者の最大受入人数と考えてよろしいでしょうか。	1回あたり最大で大会議室容量の120名程度を想定してください。
72	194	第3部 第7章	第2節		備品	机、椅子、書棚等の備品数量について、モニタリングを行う貴市職員分を含むとの記載がございますが、貴市分としては6名分程度を準備するとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	194	第3部 第7章	第5節		施設警備・防犯	「(1) 場内の施設警備・防犯体制を整備すること。」とありますが、場内の定義（範囲など）をお示してください。	添付資料14の業務範囲です。
74		添付資料 1				配置図 建設中には、ごみ搬入車両、灰搬出車両の動線が記載されていませんが、着手前と同一との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75		添付資料 3-2			敷地A平面図	プラスチック製容器包装選別施設、ストックヤードおよび災害廃棄物仮置場への動線を計画するために添付資料3-2のPDF246頁 敷地A平面図のCAD図をご提供いただきますようお願いいたします。	必要に応じて、受注者に提供します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
76		添付資料 4				<p>現地見学の際、添付資料4に図示のない、高压管路と思われる埋設管路が工場棟の西側の曲線スロープから東公園キュービクルまでありましたが、用途をご教示ください。</p> 	添付資料4に示す東公園キュービクルの高压幹線 (6kV CVT38sq) です。
77		添付資料 4				<p>現地見学の際、添付資料4に図示のない、弱電管路と思われる埋設管路が工場棟の西側の曲線スロープから計量棟までありましたが、用途をご教示ください。</p>	計量棟のカメラ、インターホン、警報用です。
78		添付資料 4				<p>弱電設備の系統について、現在メンテナンスを行っている専門業者をご紹介いただき、詳細をヒアリングすることは可能でしょうか。</p>	関知しません。
79		添付資料 16 P1~P2				<p>東工場以外の其他施設の使用電力について、時間ごとの電気使用量実績データがありましたらご教示願います。 (時間単位での検討を予定しているため) 平日と土・日・祝日で異なる場合は、そのデータも併せてご教示願います。</p>	必要に応じて、受注者に提供します。
80		添付資料 16 P2				<p>東公園の契約電力425kWには、東公園急速充電設備(令和3年整備)も含まれているとの理解で良いでしょうか。</p>	東公園急速充電設備整備以前の契約電力であるため、含まれておりません。 添付資料16の注意書きを参考にご提案ください。

3 落札者決定基準に対する質問・回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	8				表3	<p>「【ゼロカーボンに向けた取り組み及び方策を評価】・「ゼロカーボンシティ長崎」宣言を踏まえ、本施設の整備・運営においては、最新技術を活用した温室効果ガスの抑制方策及び二酸化炭素排出実質ゼロに向けた排出量抑制等の取り組みについて、実効性のある提案であるか。」に関して、今回建設工事として実施するものでだけでなく、将来的な方策に関する提案も評価対象となるとの理解で宜しいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。

4 様式集 (Word版) に対する質問・回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	第3号				参加表明書	グループ名は代表企業の商号又は名称を記載するものとしてよろしいでしょうか。また、様式第4号以降もグループ名は同じ記載でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	第3号				参加表明書	代表企業及び構成企業の代表者名は、貴市入札参加資格者名簿に登録している代表者名でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	第3号				参加表明書	代表企業以外の構成企業の使用する印鑑は、第6号添付書類にて【使用印鑑届】を提出した場合は、その使用印鑑でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	第4号				構成員及び協力企業一覧表	プラント設備の機器製作を役割として担う企業の記載については、本施設の本施設のプラントの設計・施工を行う企業の下段に記載してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	第4号				構成員及び協力企業一覧表	プラント設備の機器製作を役割として担う企業とは「本施設のプラントの機器製作を行う企業」記載することによろしいでしょうか。	「プラント設備の機器製作を役割として担う企業」という定義はありません。
6	第4号				構成員及び協力企業一覧表	記入欄が足りない場合、表を追加して1枚増えた場合は、様式第4号 [1/4] ・ ・ [4/4] と記載することによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	第6号				参加資格審査申請書	添付書類の印鑑証明書は、コピーを添付することによろしいでしょうか。	正本は原本を、副本は写しを提出してください。
8	第6号				6 添付書類	構成員および協力企業について必要な書類である印鑑証明書につきましては、申請者より支店に委任されている場合においても本社所在地の証明と理解してよろしいでしょうか。	契約締結時の契約者の印鑑証明となります。
9	第6号				参加資格審査申請書	添付書類の納税証明書（消費税及び地方消費税、法人税）は、納税証明書（その3の3）を添付すればよろしいでしょうか。また、【写し】とありますが、コピーを添付することによろしいでしょうか。	いずれもお見込みのとおりです。
10	第6号				6 添付書類	納税証明書とは、その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用及び、本社所在地の法人県民税、法人市民税と申請者の所在する法人県民税、法人市民税の納税証明書を添付するという理解でよろしいでしょうか。また、【写し】とありますが、コピーを添付することによろしいでしょうか。	いずれもお見込みのとおりです。申請者の所在する法人県民税、法人市民税の納税証明書を添付してください。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
11	第6号				参加資格審査申請書	添付書類の会社概要は、会社のパンフレットをコピーして、添付することによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	第6号				参加資格審査申請書	添付書類の法人登記簿謄本は、履歴事項全部証明書を添付することによろしいでしょうか。 また、コピーを添付することによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	第6号				参加資格審査申請書	添付書類の【参加資格審査申請書・・・総合数値が下記の点数以上であることを証明する書類】とありますが、貴市より通知のありました一般競争入札参加資格認定通知書のコピーを提出することによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	第6号				参加資格審査申請書	添付書類に【本施設の土木・・・建築物の施工を行う企業】、【本施設のプラント・・・施工を行う企業】、【本施設の運転・・・を行う企業】の各々に様式第9号-4を添付すると理解してよろしいでしょうか。	様式第9号-4は、各々に添付するのではなく、代表企業による押印入り1部を提出してください。
15	第6号				参加資格審査申請書	添付書類のその他の【共同企業体協定書を参加資格審査申請書類の提出期限までに提出できない場合は、入札提出書類提出期限までに提出すること。】とありますが、様式、提出時期については任意と考えてよろしいでしょうか。また、コピーを提出することによろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、国土交通省の示す協定書様式を参考に必要事項を記載してください。協定書の写しで構いません。 期限は入札提出書類提出期限までです。
16	第6号				参加資格審査申請書	添付書類は、様式第6号 [3/3] 以降に、【構成員及び協力企業について必要な書類】を各社ごと添付し、次に、【本施設の土木・・・設計を行う企業】といった順に添付することによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	第6号 [2/3]	6添付資料			納税証明書	参加資格審査申請書に添付する納税証明書は、「その3の3」及び「完納証明書（市税に滞納がない証明書）」でよろしいでしょうか。	No9、No10をご参照ください。
18	第7号				委任状（代表企業）	応募者を構成する企業ごとに代表企業へ委任する形でもよろしいでしょうか。（構成員から代表企業へ、各協力企業から代表企業へそれぞれ作成する形でもよろしいでしょうか。）	可とします。
19	第8号				委任状（代理人）	本委任状は、資格者名簿にて既に社長より支店長へ委任がなされている場合においても、あらためて本事業において社長より支店長への委任するという意味で提出する必要があると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
20	第9号-1、2、3				施設の施工実績 施設の設計・施工実績 施設の運転実績	【施設の概要がわかる書類】とありますが、施設のパンフレットを添付することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	第9号-2				一般廃棄物処理施設のプラント設備に係る設計・施工実績	設計業務委託名とありますが、一般廃棄物処理施設のプラント設備における設計業務は工事契約に含まれていることから、工事件名（契約名称）を記入することでよろしいでしょうか。また、施設の設計・建設期間については、契約工期を記載することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	第9号-2				一般廃棄物処理施設のプラント設備に係る設計・施工実績	【施設の処理方式、施設の処理能力の確認】とありますが、施設のパンフレットを添付することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	第12号				入札提出書類提出届	【提出書類名及び部数を記載すること。】とありますが、入札説明書P24、第6章提出書類、3入札提出書類を記載することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	第15号				設計・建設及び運営・維持管理に関する提案書	副本にはグループ名を記載はしなくてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	第15号5-1				地域経済への貢献金額	地域貢献金額について設計・施工期間に関しては施工期間を通じて達成することと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	第15号5-1				地域経済への貢献金額	地域貢献金額について運営期間に関しては各年度ごとに算出致しますが、施設の稼働状況によって発生費用も流動的になることも想定されるため契約期間中の一定期間で達成するようご協議頂けることと理解してよろしいでしょうか。	運営期間において各年度の達成状況の確認は行いますが、提案の未達成かどうかは、運営期間を通じた達成状況によって判断します。
27	第17号				委任状（開札の立会い）	代表企業代表者は、第8号にて委任された代理人と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

5 様式集 (Excel版) に対する質問・回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	第15号-3-3	(別紙1)			■SPCの損益計算書	繰越欠損金の繰越期間は最長10年間として計算しますがよろしいでしょうか。	可とします。令和3年度現在における税制に基づき計算してください。
2	第15号-3-3	(別紙1)				損益計算書とキャッシュフロー表の補足説明資料としてA3版・横1枚を追加する予定ですが、よろしいでしょうか。	補則説明資料の追加は可です。
3	第15号-3-3	(別紙2)			費用明細書 (固定費 i)	令和8年度の運営開始前に必要となる費用(開業費等)は固定費 i の「b その他費用」に入ろうかと思いますが、20年間総額ではなく24年間総額となります。この際、「20年間の総額」欄に含めての記載でよろしいでしょうか。また、運営開始前の費用を含めたときの費用(年平均)の計算式は20年間か運営開始前の年数を含めた期間(24年間)になるのかについても、ご教示願います。	前段はお見込みのとおりです。後段は、運営開始前の費用を含めたときの費用(年平均)の計算式は、運営開始前の4年間に要する費用を20年間で除し、各年度の固定費 i に加算してください。
4	第15号-3-3	(別紙5)			費用明細書 (変動費用)	処理量(計画値 t/年)を記載する欄がございますが、年間当たりの処理量は、計画ごみ量56,448 t/年を記載し計算すると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	第15号-3-3	(別紙5)			2. 年度別計画搬入量	記入欄が足りない場合は行を追加してよろしいでしょうか。	記入欄が足りない場合は、行を追加して記入してください。

6 基本協定書（案）に対する質問・回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	2	3	3・4		運営事業者の設立等	運営事業者の株式の譲渡等につき、発注者の事前の書面による合意（第4項第5号）を条件としていますが、会社法第107条第1項第1号の株式譲渡制限に係る定款の定めを置くかどうかは任意であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	4	9			本協定の有効期間	「ただし、本協定が終了した場合においても、第6条及び次条から第12条までの規定は有効である。」との記載がありますが、この終了とは、その直前に書かれている「事業契約のうちいずれかの契約が効力発生しないことが確定した場合には、本協定は終了するものとする。」場合の終了に限定されますでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	4	9			本協定の有効期間	「ただし、本協定が終了した場合においても、第6条及び次条から第12条までの規定は有効である。」との記載がございますが、第6条違約金、損害賠償金と基本契約書P5第18条の違約金等が重複することはないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	6	13	2		株式の譲渡等	「構成員は、発注者の要請に応じ、……株式に担保権を設定しなければならない。」とありますが、発注者のご要請がない限り、事業契約締結の時点では担保権設定は不要との理解でよろしいでしょうか。また、「担保権」は、具体的にはどのような権利を想定していますでしょうか。	前段については、お見込みのとおりです。後段については、現時点では未定です。

7 基本契約書（案）に対する質問・回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	1	3	2	3	確認、誓約事項等	基本協定書（案）の第3条第3項第3号では、「会社法第109条第2項に規定する株主ごとに異なる取扱いを行う旨の定めがないこと」も運営事業者の定款作成条件とされていますが、基本契約書においても同じ条件が継続するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	1	3	2・3		確認、誓約事項等	運営事業者の株式の譲渡等につき、発注者の事前の書面による合意（第3項第5号）を条件としていますが、会社法第107条第1項第1号の株式譲渡制限に係る定款の定めを置くかどうかは任意との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	3	10			本施設における電気事業法上の責任等	本10条は、本施設における電気事業法上の責任等との記載でございますが、要求水準書P178 2.6項 電気工作物に基づき、運営業務委託期間中は、本施設に限らず、東部環境センター、プラスチック製容器包装選別施設、紙ごみストックヤード、資源ごみストックヤード、農業センター、東公園を含めた施設における電気事業法上の責任等と読み替えるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

8 建設工事請負契約書（案）に対する質問・回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	1	1	1		総則	「要求水準書等」とは「要求水準書、入札説明書、質問回答書、事業提案書類をいう。」と定義されていますが、ここでいう「事業提案書類」とは何を意図されているのでしょうか。 また、「事業提案書類」は、本条第14項第3号にいう「提案書」と同一のものでしょうか。	「事業提案書類」は、「入札提出書類」のことです。契約協議時に修正のうえで、契約を締結するものとします。提案書と同一のものであります。
2	2	2			関連工事の調整	現段階で計画されている、施工上密接に関連する工事があればご教示をお願いします？	現段階ではありません。
3	15	34	1		前払金	「法第2条第5項に規定する保証契約」とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約の趣旨と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。法律名は、契約協議時に修正のうえで、契約を締結するものとします。
4	17	38	1		部分払	ただし書部分の請求回数が空欄となっておりますが、事業者の提案に任せる趣旨でしょうか。	入札公告文のとおり、工期中 3回以内としております。契約協議時に回数を記載します。
5	20	46条の2	1		性能保証責任	「要求水準書等又は提案書に規定された性能を有すること」が保証事項とされています。「要求水準書等」は、第1条第1項で「要求水準書、入札説明書、質問回答書、事業提案書類」と定義されていますが、「要求水準書等」に含まれる「事業提案書類」は、上記の「提案書」とは異なるものでしょうか。	同一のものとなります。なお、事業提案書類については、No.1を参照してください。
6	27	60			仲裁	本条の「仲裁合意書」は、どのようなものを想定されていますでしょうか。中央建設工事紛争審査会事務局の作成に係る「中央建設工事紛争審査会における建設工事紛争処理手続の手引」における（仲裁合意書の記載例）のような内容と考えてよろしいでしょうか。また、落札者決定後に、事業契約の締結にあわせて締結するものと理解してよろしいでしょうか。	内容については、お見込みのとおりです。仲裁合意書については、長崎県建設工事紛争審査会に仲裁を求めるときに締結するものです。

9 運營業務委託契約書（案）に対する質問・回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	3	5	1		一括再委託等の禁止	本条での第三者とは、応募グループを構成する代表企業を含む構成員及び協力企業を除く者との理解で宜しいでしょうか。	第三者は、受注者（運営事業者）以外の者です。代表企業を含む構成員及び協力企業についても第三者となります。
2	5	14	1		料金の徴収事務	受注者が受託する手数料徴収事務の範囲を明確化する必要があるため、「直接搬入ごみ」の定義をお示しいただけないでしょうか。また、「直接搬入ごみ」は、「直接搬入廃棄物」（要求水準書第2部第4章第1節1.2）と同一のものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書第3部第3章1.3手数料徴収事務で規定する「本施設に直接搬入ごみを搬入しようとする者」が搬入するごみです。「直接搬入ごみ」は、「直接搬入廃棄物」と同一のもので
3	6	18	1		災害発生時の対応	発注者と受注者は、災害その他不測の事態が発生した際には、協力して対応にあたるものとする記載ありますが、具体的な対応はご協議により決定するものとし、要求水準や事業者の提案を超える対応が生じた場合の費用は発注者に負担いただけたと考えてよろしいでしょうか。	第18条第1項のとおり、対応については、市の判断及び指示に積極的に協力してください。費用負担については、同条第2項のとおり、受注者と協議の上、受注者に発生した合理的な範囲の追加的費用を支払います。
4	6	19	1		搬入禁止物に係る取扱	運營業務のコスト積算に影響しうるため、「発注者が定める受入基準」の具体的な内容を事前にご教示いただけないでしょうか。	市のHPで示す「ごみの出し方」をご参照ください。
5	6	19	3		搬入禁止物に係る取扱	搬入禁止物貯留ヤードに貯留された搬入禁止物の運搬及び処分の業務は、受注者が費用負担する場合（本文）、発注者が費用負担する場合（ただし書）の別にかかわらず、発注者である貴市が行うものと考えてよろしいでしょうか。要求水準書第2部第4章1.2（搬入禁止物）では、搬入禁止物は貴市において運搬処分し、その費用は、原則として運営事業者が別途負担し、ただし運営事業者が善管注意義務を尽くしても搬入禁止物を排除できなかったことを明らかにした場合には貴市が負担すると定めています。一方、本約款では、本文の場合には受注者である運営事業者が運搬処分の業務も行うかのように定めています。そこで、どちらを正と考えたらよいか、確認するものです。	費用負担者の別にかかわらず、搬入禁止物の本施設外への運搬及び処分は市が行います。

6	9	30	7, 8	発注者への支払	第7項及び第8項に記載の未達成量に対する清算単価は、本運營業務委託契約期間中据え置くと理解で宜しいでしょうか。	社会情勢の変化に伴う著しい物価変動が生じた場合は、必要に応じて協議します。契約協議時に追記のうえで、契約を締結するものとします。
7	12	39	2	運営期間終了時の明け渡し条件	次期運営事業者への最低3か月間の運転教育は、本運營業務委託契約期間内に実施するものとの理解で宜しいでしょうか。また、次期運営事業者への賃金等の支払負担は貴市との理解で宜しいでしょうか。	詳細は未定ですが、基本的には次期運営事業者への運転教育は、本運營業務委託契約期間内に実施することが基本と考えます。また、次期運営事業者の労働者への賃金等の支払負担は、次期運営事業者が負担するものと考えます。
8	12	42	1	発注者の任意解除権	発注者は、履行期間中、次条又は第44条の規定によるほか、必要があるときは、本運營業務委託契約を解除することができる旨記載ありますが、 ①解除できる条件として合理的な理由があることを双方合意できることが基本的な前提と考えてよろしいでしょうか。 ②解除される場合は事前（90日前など）に通知頂けると考えてよろしいでしょうか。	本条に基づく解除は、受注者の合意や事前の通知を要することなく、発注者が必要と認めるときに契約解除ができます。ただし、合理的な理由がなく本条を適用することは現時点では考えていません。
9	16	52	5	発注者の損害賠償請求等	「第1項第1号」とありますが、本条第1項には号の定めがありません。「第2項第1号」または「第1項」の誤記でしょうか。	「第1項」です。契約協議時に修正のうえで、契約を締結するものとします。
10	17	56	1	第三者への損害	貴市又は第三者に人的又は物的損害が生じた場合、貴市の故意若しくは過失又は法令などの不遵守による場合には、貴市がこれを全て賠償し、不可抗力の場合には、第38条による負担とするものとの理解で宜しいでしょうか。	損害の理由が市の故意若しくは過失又は法令等の不遵守のみによる場合には、市が賠償しますが、受注者による過失等も含む場合にはこの限りではありません。不可抗力による場合には、お見込みのとおりです。